

第 24 回民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第 24 回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日時：平成 22 年 5 月 18 日（火）14:32～16:32

場所：合同庁舎 4 号館 4 階 第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）中間的とりまとめ（案）について

（2）その他

3. 閉 会

○事務局 定刻を過ぎておりますので、ただいまから「第24回民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、9名のうち5名の委員の方に御出席いただいております。B先生は10分ほど遅れていらっしゃるというので、最終的には6名の委員の方に出席していただくこととなります。したがって、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長をお願いいたします。

○渡委員長 こんにちは。委員の皆様には、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

津村政務官と長安政務官には、本日もご出席いただく予定でしたが、国会審議が入ってどうしても出席できないということですので、本日は両政務官御欠席での会議といたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、本年2月から4回にわたりまして、本委員会にて御議論賜ってまいりました、PFI制度の課題につきまして、本委員会として中間的とりまとめを行いたいと考えております。

まずは、事務局において、前回の委員会で御議論いただきました「中間的とりまとめ（案）」につきまして、前回の委員会での御議論及びその後にいただきました委員あるいは専門委員の方々の御意見、あるいは関係省庁からの意見等も踏まえまして、修正案を作成いたしましたので、事務局からまずその資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

まず、中身に入ります前に配付資料の確認でございますけれども、資料として資料1から12まで、「中間的とりまとめ（案）」、各関係省庁の意見、それから数値目標に関しての関係省庁からの回答状況。資料4以下、5月6日までに文書でいただきました意見について、ここに載せております。御確認ください。

更に、参考資料1から3まで、名簿、前回提出しました「中間的とりまとめ（案）」、それから前回の議事録が参考資料としてついておるはずであります。御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、内容に入らせていただきます。まず、内容に入る前に、津村政務官からですが、委員の皆様から非常に貴重な意見をたくさんいただきまして感謝申し上げていることを伝えてもらいたいということと、もう1点、いただいた意見のうち、文章を修正したものについては、なるべく先生のお名前も挙げて、できるだけ委員意見を紹介してほしい。その上で説明をするようにという指示を受けております。したがって、そういったことも含めまして、私の方から前回からの変更点について説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料1を御覧ください。できれば、参考資料2「中間的とりまとめ(案)」の4月19日委員会資料というのがありますけれども、そちらと対比していただければいいかと思いますが、資料1で下線が引いてあるところが前回から修正された部分でございますので、これについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭からずっと線が引いてあります。最初に、こういった経緯がありましたということと、第2段落で、「今般、民間資金等活用事業推進委員会では『PFI推進委員会報告』(平成19年11月15日)も踏まえ、以下に述べる現況の下、新たに検討すべき項目を中心に」という文を追加しております。これはC先生から御意見をいただいたのですけれども、過去の成果との関連性が明確になっていないといったこともあり、これを入れることによりまして、過去の平成19年の報告等も含めて、その上に新たに今回追加するんだといったことが明確になるということにしております。これによりまして、C先生から幾つか意見をいただいております、例えばリスク分析の話とか、標準約款の話とか、そういったことがこの中でカバーされているという認識でおります。

次に、1. 以下でございますけれども、下線部分で「また近年では、刑務所や給食センターなどの運営段階の比重が高い事業分野においてもPFI事業が拡大しつつある。」と書いてありますが、これは前回は、実はこの後に「拡大しつつあるほか、独立採算型の事業も徐々に増加してきている。」と入っていたのですけれども、J委員から、本当に事実はそうなのかといった御意見がありまして、こちらの方でもう一回調べてみましたところ、独立採算型の事業については、増えたり減ったりという状況でありまして、ずっと増えつつあるということは言えないということがわかりましたので、そちらの文を削除いたしまして、運営型の部分については事実でありますので、そちらだけを残しております。

それから、3行ほど下になりますけれども、「ハコモノが主流となっており、」となっておりますが、前回は「ハコモノが主流となっている。これらは総じて民間へのリスク移転が少なく、民間の創意工夫」云々となっていたのですけれども、これもJ委員の方から、民間へのリスク移転が少ないということと、民間の創意工夫・ノウハウがなかなか活かされていないという部分が因果関係があるべきかのように読めるけれども、直接はリンクがないので修正した方がいいのではないかという御意見をいただきまして、また、C先生からも似た意見をいただいておりますので、民間へのリスク移転の部分は削除いたしまして、ハコモノが主流となっているというのは事実でありますので、こういった形にしております。

それから、1ページ目の一番下であります。これは「公共事業の抑制」となっております。前回は「削減」となっていたのですが、国土交通省さんから意見をいただきまして、表現を適正にしたといったものでございます。

2ページ目に入ります。3行目で「その中でも、独立採算型などにおいて適切なリスク移転がなされる事業形態や」と。これは追加しておりますけれども、前回は「独立採算型、BTO型」云々と書いてあったのですけれども、そもそもBTOが間違いだということも

あり、また独立採算型とBOTであっても、そういった形態が違うものを並べるのはあまりよくないのではないかといった御指摘をいただきまして、「独立採算型などにおいて適切なリスク移転がなされる事業形態」という文をつけ加えております。

その1行下でありますけれども、「事業の拡大に資するため、事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め」云々とありますけれども、これはK委員から、それから国土交通省さんからもいただいているのですけれども、税・補助金のイコールフットィングの話が従来からありまして、それをここに改めて入れております。「補助金」という言葉は入っておりませんが、財務省からの意見も含めて、「税財政上の支援のあり方」と。

更に、「この場合において、関連するPPPの手法も視野に入れた幅広い検討が求められる。」というのは、前回、B先生からの提出資料、その他、M専門委員、E専門委員からPPPについてのお話がありましたので、ここに挿入しております。今もPFIのほかに例えば指定管理者制度とか、市場化テストなどはあるのですが、具体的にどんなことが問題点としてあるのかということをお話いただければありがたいと思っております。

それから、1.の最後の2行でありますけれども、「また、国家規模の大規模プロジェクトと地域に密着した案件とが同列に取り扱われることのないように、事業規模についても留意が必要となる。」といったことを入れております。これはC先生からの御意見でありますけれども、大きなプロジェクトと地域に密着した小さな案件とを同じ制度で考えていくということはなかなか厳しい部分もありますので、そこは明確に分けて考えていくという趣旨を、確認的な意味も含めてここにに入れております。

次に、「2. 今後の対応の方向性」でありますけれども、まず4行目で「リスク移転が少ないものが主流であることや、」というふうにしておりますけれども、これは前回の意見では「リスク移転が少ないことや」というふうに断定的にしていたのですけれども、必ずしも全てがそうではないということで、そういった意見をC先生、あるいはJ専門委員からいただいておりますので、若干表現をやわらげる形にしております。

2段落目でありますけれども、下線が「手続」とか「十分」とか、それから、2段落目の一番下に「しかるに」となっておりますが、これは単なる文言でして、「手続き」の「き」が入っていたのを取ったとか、「十分」が「充分」だったのを「十」にしたとか、「しかるに」は漢字を平仮名にしたという部分だけであります。

その間に、「ここでは」というところに線が引いてありますけれども、コンセッション方式について、C先生から、一般的にコンセッション方式は必ずしも公共施設の所有権を民間に移転しないままで行うものだけではなくて、移転するものを含めてコンセッション方式というものが行われているというのが世界で起こっていることだと思いますので、この使い方を限定しているということで、わかるように「ここでは」という文言を入れております。

一番下3行ですが、ここは今回大きく変わった部分の1つであります。「PFIを推進

するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。」というのを1点入れております。これは、前は数字などは全く入っていませんでしたが、今回、数字を入れたといった点が大きく変わっております。

それから、複数の委員の方々から御意見をいただいたのですが、その後の部分で、「国・地方別、省庁別の内訳については、今後検討を進める。」といった文言を入れましたが、これは何人かの先生からこういったものをあらわすようにという御指摘をいただいたのですが、資料3を御覧いただけますでしょうか。「数値目標設定に関する各省庁回答状況」という資料をつけさせていただいておりますけれども、これは次の11年間の事業規模は大体どれぐらいになるでしょうかといったことを関係省庁に聞きました。それで、更にコメントをお願いしたのですが、例えば総務省さんでは回答困難とか、コメントといたしましても、地方公共団体が実施しているPFI事業の把握は困難であり、また、地方公共団体の自らの選択により実施されるものであることから云々といったこと。財務省さんからは、公務員宿舎の建設についてでありますけれども、行政刷新会議の事業仕分けの結果として凍結中でありまして、将来のことは今は言えませんとか、文部科学省さんからは、公立学校の設置者である地方公共団体がどの程度PFIを導入するかを示すことは困難であるとか、国立大学につきましても、大学法人が行うものであるため予測は困難であると。あるいは、厚生労働省さんからは、所管事業の事業主体の大半が地方公共団体であり、地方の主体性をもってPFI制度が活用される中で、数値を明記することは困難であるとか、あるいは一番下に防衛省さんがありますけれども、そもそも防衛計画の大綱の見直しの検討中でありまして、次期中期防衛力整備計画の策定というのが前提になるので数字は示せませんとか、こういった御意見をいただいております。

こういったことを前提にして考えたときに、どんなふうに対応すればいいのかなかなか難しい面はあるのですが、せっかくいただいた御意見でもありますので、なるべく何らかの形で検討をしていきたいと思っておりますが、ぜひ指摘していただいた委員の方々からもアイデアがあれば教えていただきたいと思います。

次に、3ページでございますが、「個別の課題と対応の方向性」の中の①のハに新しい文を加えております。「公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向け、対象施設や規模につき検討を進める。」という一文を入れてあります。これはL先生、O先生から、原則PFIを進めるということとはできないかといった御指摘をいただいたので、ここにも書いてありますが、施設によってはPFIに向くもの、向かないものもあると思いますし、あるいは英国ではユニバーサル・テストングというのをPFI導入の初期の段階でやりましたが、結果としては、いろいろ事情があって、一概に全てテストをしてこれを入れるとか、そういったことは難しいということで、何年かで廃止された制度でもありますので、そういったことも踏まえて課題とさせていただきますと思っております。

ホであります、 「P F I事業の円滑な実施に資する観点を含め、公務員の民間への出向の円滑化を図る。」 というものを入れております。これは、オリジナルは「事業ノウハウの民間への移転や公共セクターの効率化を図るため、」 と入れていたのですが、総務省さんの方から、P F Iの制度はそもそも民間のノウハウを活用することを考えているはずなのに、民間へノウハウを移転するというのは本末転倒だとか、そういった意見をいただいております、全体を丸めた形にさせていただき、こういった表現にしております。

②の部分でありますけれども、イで、オリジナルには「株式の移転」と書いてあるのですが、これは用語の間違いでありまして、言いたいことは株式の譲渡であるということで法務省さんから指摘をいただいて直しております。その後、「資金調達のための環境整備を図る。」 という文を追加いたしました、これは関西経済連合会から、コミュニティボンドの活用など資金調達の話をいただいたので、広く資金調達についても一言触れる形にしております。

ロでありますけれども、下3行ですが、「既存の法制度の特例を設けるとともに」の後ですが、「地方公共団体・民間事業者からの積極的な提案を制度改正に反映していくための仕組みを整える。」 というのをまず一文入れております。国土交通省さんからいただいた意見でございますが、確かに現在のところ、民間事業者、地方公共団体の方々がいろいろ現在の仕組みについて問題点を感じたり、何か言いたいといっても、こういった手続がないのでどうすればいいのかわからないという部分はあるだろうと思っておりますので、ここに「仕組みを整える。」 ということを入れました。どんな形にするかは今後の課題でありますけれども、こういった手続を整えたいと思っております。

次ですが、「さらに、コンセッション方式以外のP F I制度の積極的な活用を図る。」 と入れておりますが、C先生から、P F Iを進めるに当たって、たとえば道路、コンセッション以外の方法でももちろんイギリスなどでやっている、コンセッションだけではなく、それ以外の方法も視野に置いて進めるべきだという意見をいただいておりますので、それを反映しております。

③であります、③のイで「地方公共団体の自主性を強化し」云々というのを入れてありますが、前回は非常に不親切な文章になっておりまして、「地方公共団体自らの判断と責任でP F I事業を実施することを明確化するため、P F I法の義務付け・枠付けの見直し及び地方公共団体の議決に関する制限の弾力化を図る。」 といったものを入れていたのですが、C先生、A委員からは、そもそも何のことでしょうかといった御指摘をいただいております。これは地域主権の関係で、地方分権推進委員会が進めているものの一環ですけれども、国から地方に対して義務をかけているものがあつたら、廃止するなり、見直しをしろといったことを求められておりまして、この場では議論していただかなかつた部分ですけれども、ここに入れさせていただいております。

4ページでございますけれども、一番上に「この場合において、必要に応じ、特区制度の活用を図る。」 といったものを入れておりますが、B先生、それからO先生も、若干趣

旨は違うのですけれども、特区制度を活用できないのかといった御意見をいただいておりますので、こういった形で入れております。ちなみに美祿の刑務所の整備に当たっては、特区を活用したと思います。

④でありますけれども、「地方公共団体への支援」について、前半のデータベース云々のところは前回とそれほど変わらないのですが、最後に「充実を図るとともに、地方公共団体への適切な助言等を行うための支援体制の拡充を図る。」と入れております。これは、C先生はじめK専門委員、M専門委員、P専門委員、それからJ専門委員と多数の方々から、地方公共団体支援のための新組織の創設の必要性を指摘していただいておりますが、現状を前提にして考えると、半官半民であっても、純粹官であっても、なかなか新組織というわけにはいかなくて、現状のPFI推進室をベースにして、ここにおいて支援体制の拡充を図っていきたいと思っております。

最後に、⑥を追加しております。これは2点ございまして、フィージビリティ・スタディとモデルプロジェクトになっております。前半は「PFI事業に対するニーズを掘り起こすため、フィージビリティ・スタディ等早期の段階からの事業形成に対してインセンティブなど支援対策を講じる」といったものを1つ入れてあります。これは、想定しているのは、今後、例えばコンセッション方式を行っていくといったときに、地方公共団体等が、新しい方式でありますので、どんなふうに行っていけばいいのかということも含めて、なかなか最初の一步を踏み出せない状況もあるかと思っておりますので、そういったときに、例えば、財政的な部分も含めてだと思っておりますけれども、インセンティブを与えて、そういった先導的なプロジェクトをやる対して支援策を講じていくといったことを想定しております。

実はA委員からは、PFI事業を行う地方公共団体に対して、事業への補助金を通してのインセンティブを与えられないのかといった御意見、前回の委員会、それから文書においてもいただいております。我々事務局の考え方といたしましては、事業についてとなると、まず前提として地方公共団体がどう選択するのか、地域主権といっている中で、地方公共団体がどう選択するのかということ的前提に考えたときに、PFIがディスアドバンテージを被っているといった部分は、それはイコールフットイングになるように上げるのはあるのですけれども、それ以上さらになると、その部分というのは、地域がまずどう考えていくのかというのがあって、さらに地域の中では、議会や中小企業をどう考えていくのかとか、いろいろあると思っておりますので、そういったことを前提にして、我々がやるべきことは、まず地方公共団体はとにかくPFI事業を行えるように、制度面で非常にいいものを提供していく。そういったことをすることによって、自ずと地方公共団体は、ほかの例えば指定管理者制度とか、市場化テストとか、従来型の事業のやり方などがあると思っておりますけれども、そういった中で自ずとPFIを選ぶようになる。実際、それによって議会への説明などもできるようになるだろうと思っておりますので、そういったことを前提にして考えているので、事業への補助というのは入れておりません。ただし、先ほど言いま

したように、新しい事業、例えばコンセッション方式とか、新しいものを行うに当たって、フィージビリティ・スタディの段階でインセンティブを与えていく。それで、積極的なところには、そこがなるべく勉強しやすいような環境を与えていくといったことを考えております。

この⑥の後半の部分でありますけれども、モデルプロジェクトにつきましても、C先生、A委員、M専門委員、O委員、それからQ委員、B委員、K専門委員等から重要性等を指摘していただいております。それで、こういった形で入れさせていただいております。A委員からは、意見をいただいております、文章を挿入してくれと。「3件程度のモデルプロジェクトを設定し、内閣府と発注者が協働でモデルプロジェクトの進捗を管理するとともに、推進の障害となっている規制や制度を明らかにし、随時PFI推進委員会に報告するものとする。」といったことを入れてくれというお話でございましたけれども、このいただいた文章ですが、我々事務局というか、役人的な読み方をいたしますと、ここに書いてあることは、契約当事者か、あるいはそれに近い形でプロジェクトに関与していくようなイメージでありまして、その進捗を管理するというのは、どちらかという、これを全体で見ますと何となく介入していくようなイメージで読み取れたものですから、そうではなくて、たぶん御趣旨は、とにかくモデルプロジェクトをまず何か選んで、それを通して障害とか問題点を発掘していくということの重要性を御指摘いただいているのだらうと思いますので、我々流にモディファイさせていただきまして最後の文章にしております。

私からは以上でございますけれども、1点、今日はとりまとめをしていただく予定でありますので、可能でありましたら、適宜、事務局からも委員の御意見に対してコメントさせていただく機会を与えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから、今の御説明も踏まえまして議論に移りたいと思います。事務局にも議論に参加していただきたいと思います。なお、各委員、専門委員の皆様方から事前にいただきました御意見につきましては、時間の関係上、詳細を説明することができませんので、必要であれば、全体の議論の中で適宜御発言、御質問いただければと思います。それでは、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。A委員、どうぞ。

○A委員 御説明ありがとうございます。2点、私の方からあります。

まず、数値目標についてですけれども、各省庁に質問をして回答がきているのですが、この回答を見ても、例えば新規拡大事業はないからゼロですというようなことになっているのですけれども、そもそも質問のし方に問題があるように思います。「これから11年間どれだけPFIの事業規模がありますか」ではなくて、まずは、今後11年間に、PFI手法を使うかどうかにかかわらず、各省庁におけるトータルでの事業規模がどれくらいになるかを聞くべきではないでしょうか。新規の整備のみならず既存事業の更新や維持管理も含めた金額です。今回の委員会では、更新や維持管理も含めてPFIを使うとい

う議論をしてきていますし、この「中間的とりまとめ」の中にも明確に新規の整備と更新・維持と書いてあります。従って、各省庁に聞くべきは、今後 11 年間に新規整備プラス更新・維持管理がトータルで幾らあるのか、そのうち P F I でどれぐらいやりますか、という設問です。単に「P F I をどれだけやりますか」と聞いただけでは、「新規の事業はしませんからゼロです」という回答になってしまい、あまり意味がないと思います。これについてはもう一度、各省庁に聞いていただければと思います。

それから 2 点目。先ほど補助金に関する私の意見について事務局よりご説明がありましたが、誤解があるので訂正させてください。済みません、私の表現が明確でなかったのが誤解されてしまったのかもしれませんが。インセンティブという意味は、国が地方に補助金を出すときに、P F I だから更に補助をするという意味では全くなくて、むしろマイナスのインセンティブということです。要は、少なくとも国が補助金を出すわけですから、この補助金が最も効率的な形で使われていることを担保するために、例えば、自治体が従来型で事業を実施する場合に、ただ補助金を出すのではなくて、必ず、最適な手法であることを確認しようとするものです。P F I 手法を含めて、民間を使う選択肢も全て比較検討した上で、従来型という手法がベストであるということについて、きちんと地方から説明させるのです。国として、これがベストな補助金の拠出の方法であるということを確認した上で出す、といったメカニズムを入れたらどうですかという意味です。P F I を使うことに対して更なるインセンティブを与えるという意味ではありませんので、そこは訂正していただければと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。議論を続けたいと思いますが、もし事務局から説明しておくべき項目がございましたら、解説のポイントだけでもお願いいたします。

○事務局 今の事業化の話でございますが、御趣旨はよくわかりましたが、1 点、事務局から申し上げたいのは、全体の補助金が今、交付金化の流れの中にありまして、個々の事業を 1 つ 1 つチェックするという形から離れて、包括的に枠で取ってという形に移行していますので、その中でどこまでできるかということを少し検討させていただきたいと思えます。

○渡委員長 A 委員、いかがですか。

○A 委員 すぐに交付金化に移行するとは思えないので、少なくとも、国がお金を出すというときに、そのお金が、ベストな手法をもって使われているのだということを確認する術を何か工夫していただきたいというふうに思います。

○渡委員長 それは大事なポイントだと思いますので、事務局で検討をお願いいたします。それでは、B 委員、どうぞ。

○B 委員 まず、4 ページ目の頭に「この場合において、必要に応じ、特区制度の活用を図る。」と書いてありますけれども、まず質問ですが、「この場合」とは何でしょうか。どこを指して「この場合」と言われているのですか。

○事務局 3 ページの下の方から続いておりますので、ロの部分ですね。

○B委員 私が思いますのに、特区というのは、規制緩和を全国でやるのが難しい場合に、ある地域を区切って実験的にやる制度のことを申し上げておきまして、そういう意味でいきますと、別に既存の施設を有効活用するときだけに特区制度の活用を図るわけではないと思います。むしろ3ページ目の上の「①規制緩和等」の中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘのところに準じて、全国一律でいけないときは特区制度の活用も図ると、もう少し広い意味で取り扱われた方がいいように思います。

○渡委員長 事務局、いかがですか。

○事務局 申しわけございません。記憶が定ではないままに言って恐縮ですが、前回、たしか特区の話がされたときに、地域の活性化とか、それから地方公共団体が事業を進めていくに当たってという、そういったコンテキストでたしか特区の話がされたと記憶していたものですから、それでここに入れたのですけれども、そうじゃなくて、もっと全体の話ということですね。

○B委員 特区というのは、もともと全国一律の規制緩和をある特別の区域を区切って実験的に進めるやり方でもあり、もう1つの側面として、地域活性化で地域の方々が自主性をもって特区制度を使って規制緩和の中で地域振興を図るという、両方の面がございます。ですから、もし③に特区を入れるのであれば、「この場合において」というのがロを指すのではなく、イもロも指して地域活性化と言われるならまだ趣旨に近いのですけれども、ロの場合の地域の既存施設を有効活用するために特区制度を使うという、まず後者で考えた場合にそういうわけではないし、それから、何も地域に限った話ではなくて、いろいろな意味で、もっと地域に限らず、全国一律の基準を緩和するところでも特区というのは使えるものですから、そういう意味で申し上げたわけです。

○渡委員長 特区制度の活用対象は、既存の特区だけではないということですね。そこは事務局の勘違いというか、御意見の中身の捉え方に少し誤解があったかもしれませんね。

○事務局 たぶん前回の御発言の趣旨を踏まえて書くとしたら、③のイとロを両方含んだ形での特区にすべきだったということだと思いますけれども、今の御発言を踏まえて考えると、さらにもっと広くという話だと思いますので、場所をもう一回考えます。

○渡委員長 それでは、B委員の御意見は、特区の対象はロだけではないということだと思いますので、事務局で書き方を検討することではいかがでしょうか。

○B委員 ついでに、もう1点お願いします。問題意識の「PFI制度の現況」のところ、下から5行目に「現行のPFI制度では手間がかかり使い勝手がよくないという認識から、PFIの採用に対し消極的な動きもみられている。」という認識が書いてあります。では、それに対しての対応の仕方ということですが、3ページ目の中に、例えば「①規制緩和等」のロのところには、「PFIに関連する制度や運用の見直しを図る。」ということが書いてございますが、もう少し「簡素化」とか「簡便化」とか、そういう言葉を入れて見直しを図るといようなことを書いていただけないでしょうか。

○渡委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 それは、御趣旨はよくわかるのですが、PFIの今の対象は何なのかということを考えていくときに、小さな事業だけだったら簡素化という話もあるのかもわかりませんが、相当の事業規模で想定するならば、やみくもに簡素化という話はないのかなと思います。

ついでながら申し上げますと、2ページ目の上の方でアンダーラインが引いてある下から2行目ですけれども、これは必ずしも国家規模の大規模プロジェクトだけじゃなくて、普通に考えられる相当規模のPFIと比べてという意味でお書き直しいただいた方がいいかと思うのですが。国家規模となれば、1個か2個しかないような大きなプロジェクトのイメージになるのですけれども、そうじゃなくて、ある程度事業規模がある、その中で考えられる話と、もう少し簡素化もできる話というのは分けて考えていただいた方がいいと私は思っております。

○渡委員長 わかりました。B委員、どうぞ。

○B委員 今おっしゃった意見に全く同感でございますが、何も全てを簡素化ということではなくて、やはり地方公共団体が地域活性化のためにやられるようなものについては、より一層の簡素化が求められています。私もそれと分けて書くべきということをお話をさせていただいておりましたので、ぜひ今言われたような趣旨でお願いします。

○渡委員長 それは検討いたします。ほかに御意見ございますか。D委員、どうぞ。

○D委員 1点、私が聞き漏らしたのかもしれないので質問ですが、4ページ目の「④地方公共団体への支援」のところで、後ろの方、データベースの情報提供があるという前提ですけれども、その充実を図るとともに、支援体制の拡充を図るというふうに書いてあるのですけれども、この支援体制というのは、現行どういう支援体制があって、それをさらに拡充していくという、ちょっと責任の所在があいまいな書き方なので、この辺を教えてください。

○事務局 責任に関して言いますと、内閣府にありますPFI推進室が主体であります。そこにおきまして、今、データベースとか、質問がありましたら答えてはいますけれども、もう少し積極的に、新しい組織とまではいきませんが、アドバイスできる部分があったら積極的にアドバイスしていく。特に何らかの形で手続などが必要だと思っておりますけれども、困っているものに対してアドバイスできるものはやっていくというので、データベースはこの前一応つくりましたが、それを拡充するとともに、従来からそんなに何か目立ってやっているわけではないですけれども、今後、実際の支援をもっと積極的にやっていくということでもあります。あまり具体的ではありませんけれども。

○渡委員長 これは、もともとデータベースだけのことを言っていたということでしょうか。

○事務局 はい。

○渡委員長 それでは不十分だということで、地方公共団体の指導とか相談に乗る窓口を設けるという理解で、よろしいでしょうか。

○D委員 データベースがありまして、そこにアクセスしていろいろ参考にしてくださいということはいいのですが、それ以上のことをサービスを提供するということになると、もう少し具体的なものが必要じゃないかというふうに思うんです。もちろんPFIの推進委員会が責任を持つとしても、新たないろいろ支援のサービスの仕方を具体的に明示してあげないと、地方公共団体にとっては、何をしてくれるのかよくわからないというようなことになるんじゃないかというふうに思いました。

○事務局 これはあくまでも対応の方向性なので、具体的なメニューはここには出ておりませんし、我々も今後考えるべき部分は多々あると思っておりますが、少なくとも、まず先生方から指摘されたのは、地方支援のための新組織の創設を図れという話でありまして、それでもってアドバイスをするという話がありますけれども、具体的にどうするか、そういうことはいただいておりませんが、それを前提として考えたときに、新組織をつくるということはなかなか難しいのですけれども、少なくとも、今のPFI推進室をもっと活用して、そのそういったサービスを充実していきますという趣旨であります。

○渡委員長 中身は今後詰めるということですね。

○事務局 はい。

○B委員 今のことに関して追加の質問ですけれども、そのときに、私、前回申し上げましたけれども、地方公共団体から見たら、あるものを民活活力を導入していこうとするときに、手法はPFIだけではなくて、PFIもあれば、指定管理者もあれば、市場化テストもあれば、その他の方法もあるわけです。PFIだけの相談ではなくて、そういった指定管理者とか、市場化テスト、場合によっては、こちらの方がいいですよということも含めて視野に入れながら相談に乗ってあげないと、結局、国全体として新しい活用というのはできないと思いますので、そういった文言も入れていただきたいと思います。

○渡委員長 事務局は、中身についてこれから詰めていくわけですね。

○事務局 はい。少なくとも、ここではPFIについて、まずそれを前提の議論でありますので。それで、たぶん政府全体として見たときには、今後もっと広い形で、公共調達全体というような議論が出てくるやに聞いておりますので、その中での議論もあるかなと思っております。

○渡委員長 わかりました。ほかにございますでしょうか。E委員、どうぞ。

○E専門委員 3ページ目の方にコンセッションのことが記載されているのですけれども、私、今回、とりまとめの中でコンセッションを推進することが一番の目玉ではないかと思っております。このコンセッションというのは海外の方でもたくさん導入されていますし、また、まとめて民間にさらに任せるメリットも理解できるつもりですけれども、だからといって、日本でどんどん導入しましょうというのはちょっと心配だと思っております。というのも、海外の事例で破綻している事例などもありますし、また、有識者の中には、リスクが大きいものをPFIに適用するのは不適切ではないかという意見を言われている方もいるようです。私も個人的に、コンセッションぐらいになると規模も大きいですし、

期間も、ファイナンスなども30年とかという形になってくると、これまた非常に難しいスキームになってくるのではないかというふうに思っております。ですから、慎重にやった方がいいのではないかというふうに感じています。

ここで御質問ですけれども、コンセッションについては既に国の方で一定議論されているものなのか。仮に議論されていて、留意点、ある程度こういうところに気をつけながらやらなければいけないよねというのがもし明らかであれば、こちらのとりまとめの方に、3ページの部分ですけれども、留意点として幾つか書き加えてもいいのではないかというふうに思っております。

○国土交通省 これはこちらの推進委員会でもこれから議論していただくことだと思いますが、国土交通省のペーパーの中、プレゼンテーションの中で出てきた文言でもありますので若干議論を補足させていただきますと、別にコンセッションで、やるありきの議論を現状で言おうとしているわけではないと思いますので、当然、どんなストラクチャを使ってもリスクはあるわけでありまして、普通のBOTの独立採算型でやっても、当然それは事業破綻リスクはあるわけでありまして、そういう意味で言うと、実際、個別の事業をやっていく上では、その辺を踏まえて事業主体がやっていくということはあるべき姿だとは思いますが、現状で言うと、あくまでも制度論の議論をしているというふうに理解していますので、メニューとしてそういうものを入れるということについて、現状では議論をしているのかなど。メニューとしてそれが入っていないと、個別のリスクの議論をする以前に、制度論としてやれないという話になるのは問題であろうということで、できるだけ事業主体が採用し得る選択肢を増やしていく。それによって幅広く民間のノウハウや資金を活用していくという観点からそういう議論をしている。そういう意味で言うと、ここに書けることというのは、そういう制度を取り組むということは、国土交通省のペーパーとしては現状では限界かなという話がありまして、実際、それをどういうふうにやっていくべきかというのは、制度論のところの議論がある程度できた上で、当然、マニュアル等の議論というのはまたその先に出てくるかとは思いますが、そういう議論の順番になっているのかなというのが現状で、こちらの方で議論していることだと思います。

○事務局 まず、これはあくまでも対応の方向性なので、どちらの方向に行くかという話を前面に出して書いておりまして、まだこれからコンセッション方式についても、実際の法律をつくるに当たっているいろいろ研究すべきところはあると思っておりますが、そういった状況で、最初から留意点とか細かいところまで書くのはちょっとどうかと思っております。

○渡委員長 確かに、現時点で中身に書き込むのはどうかという議論もあると思いますが、いろいろな御意見をこの場で承って、テークノートしておく必要はあると思います。ほかにございますでしょうか。F委員どうぞ。

○F専門委員 4ページ目の「⑥フィージビリティ・スタディ及びモデルプロジェクト」で、特にモデルプロジェクトというのは非常にいい考え方だと思います。なぜかという、

P F I の件数は増えているのですけれども、あまりうまくいっていないというふうな噂が流れている中で、成功事例をつくり出すというところで非常にいいところかなと思います。3件が多いか少ないかは別にして。そこで、私がお願いしたいのは、その3件はどういうふうなものを選ぶかというところで、当然、恐らく成功するであろう、今までやったようなことを繰り返すのではなくて、例えば運営段階の比重が多い事業とか、新しいタイプのP F I というのもその3件の中に入れていただいて、積極的に今のP F I 制度の問題点が新しいタイプのP F I に対してどういう問題があるのかというふうなことを洗い出すのに使っていただきたい。もしかしたら、既存のいわゆるハコモノと言われているP F I の中でも見逃しているような問題があるかもしれないので、そういうものも入れていただいて徹底的に分析をやっていただきたいということです。

恐らく、P F I 委員会で報告していただいても、各現場で起こっている問題点を分析するのは非常に手間がかかるかと思うのですが、これは恐らく報告だけ聞いて、各プロジェクトA 4一枚だけの話を聞いていても、なかなか問題点というのはわかりづらいかと思えますので、これは、モデル事業のいいところは現場の問題点をこういう場で話すのに非常にいい機会だと思いますので、時間と手間をかけても結構なので、これをやっていただきたいというふうに考えます。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。G委員、どうぞ。

○G専門委員 3点ほどあります。1点目は、3ページの「①規制緩和等」のところですが、へのところで、必要な規制緩和等については今後、所要の措置を講ずるということで、私、今回、資料10で、今非常に困っているいろいろな規制問題についてリストアップさせていただきました。こういう細かいリストを中間とりまとめに載せる性質のものではないということは理解しておりますので、ぜひこういう現状いろいろなプロジェクトでぶち当たっている問題点を資料10に書きましたので、ぜひこういうものを解決する方向で議論を進めていただければと思います。

それから、2点目ですが、次の②のイのところですが、ここに株式の譲渡と契約上の地位の譲渡は入っているのですけれども、今、フランスの方で行われるようになってきましたサービス対価の請求権の譲渡、これも入れていただけますと、より資金調達の流動性が増す。第20回委員会のときにもちょっと発言させていただいたのですが、ぜひそれを入れていただければと思います。

それから3点目、コンセッションのことですが、これは財産権の話を出しますと、民法の話などになっていきますのでなかなか時間のかかる議論だと思います。ただ、外国では、例えばアメリカのシカゴのスカイウェイの自動車道路のケースですけれども、こちらは契約書によってコンセッション方式というのを実現しておりますので、必ずしも財産権をつくり出さなければコンセッションができないというわけではないと思いますので、なるべくプラクティカル（実現可能）な方向で考えていただければと思います。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。H委員、どうぞ。

○H専門委員 2ページ目の2の「今後の対応の方向性」のところ、4行目のところにリスク移転の少ないものがこれまで主流であったという文書があるのですが、この件に関しては、1ページ目の1.の下半分あたりのところで、「小規模・ハコモノが主流となっており」ということで、前回の「総じて民間へのリスク移転が少なく」という、このリスク移転が少ないところをむしろ取っていただいて、要は、リスク移転が多ければ民間の方が創意工夫をしているとか、PFIの本来の趣旨を活かしているというのがイコールではないということで、1ページ目の方は取っていただいているということだと思っておりますけれども、2ページ目の「リスク移転が少ないもの」が残っているところからすると、ここのは、今後の方向性の冒頭のところで、初めて読む人を見ると、若干誤解を生む可能性もあるのかなど。リスクに関しては、リスクの総量ということで、リスク自体が少ないとか多いというよりも、やはりリスクの種類ということじゃないかと思えます。やはり民間が創意工夫をもって取っていくべきリスクもあれば、公的機関がとるべきリスクという、リスクの種類というものをちゃんと意識した上で進めるのが大事じゃないか。例えば民間の事業者であれば、もちろん事業のリスクは取っていくということにもなりますし、金融機関であればファイナンスの期間であるとか金額であるとか、そういったところのリスクは適切に取っていく準備があるということだと思っておりますので、そういった意味では、2ページ目の上半分のところで「独立採算型などにおいて適切なリスク移転がなされる事業形態」というパラグラフがありますけれども、ここでの「適切なリスク移転」というような言葉は非常にわかりやすい言葉ではないかと思えます。

したがって、2.の4行目の「リスク移転が少ないものが主流である」というところは、1ページにならって、もう少し言葉を変えるか、あるいは1ページと同じように省いてもいい言葉ではないかという印象を受けておりますが、いかがでございましょうか。

○渡委員長 事務局、いかがですか。

○事務局 1ページ目の方は、先ほど言いましたように、リスク移転の話と民間の創意工夫とかノウハウのリンクがないということなので削ったわけですが、ハコモノがリスク移転が少ないというのが間違いだということでしたら削ることになりますが、概して、一般的にはそういうふうに認識されているのではないかと思っておりますけれども、間違いでしょうか。それで、初めて読む人が奇異に感じるかどうかというのは、初めて読む人は過去の文章を見るわけじゃないので、これだけを見て判断されるということも前提に考えていただきたいと思えます。

○H専門委員 ハコモノのリスクの多寡というのは、リスク量というのがあると思えますけれども、リスクの種類という今申し上げた観点と、あと、リスク移転が少ないものが主流であることが本当に悪いのか。リスク移転を多くすれば、こういったPFIは推進されるのかという、そこをちょっと誤解するおそれがある言葉じゃないかという印象がありますけれども。

○渡委員長 リスクの種類やリスク移転について、どのように考えていくべきかという点ですが、今のH委員の御意見に対していかがでしょうか。何か別の御意見はありますでしょうか。事務局として、今までリスク移転が少ないものがPFIの主流になっているという認識はあるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。一般的にはハコモノ中心と言われていまして、そのハコモノというのはリスク移転は少ないと言われていたという認識でいるのですけれども。

○渡委員長 それが事実であれば、「中間的とりまとめ」の現在の記述では、誤解を与えるような方向にいつてしまいかねない、ということでしょうか。

○H専門委員 そうですね。PFIもいろいろな形態がありますから、リスク移転の少ない事業もあれば、リスク移転が大きく起こって、もちろん先ほど申し上げた種類というものはあるのですけれども、そういうこともどんどんやってみようということの合意等で書かれているとは思いますが、今後の方向性の最初のパラグラフのところでこれが出てしまうと、リスク移転の大きいことを今後どんどんやってみようという入口に感じる印象がありますということです。

○渡委員長 ここの記述では、今までのPFIは安全なものばかりやって、大きなリスクがあるものはあまり取り上げてこなかった。そこは、むしろもっと積極的にやるべきではないかということを示唆していると思っておりました。

○B委員 今の話は、恐らく今までリスク移転が少ないものが主流だったというのは事実だと思います。ただ、リスク移転を果敢にするけれども、リスクを伴うというのは、必ずそれに民間の創意工夫を生み出す柔軟性とともにもリスクを移転していくということが書いていけば、そんな変な文章じゃないと思うのですが、リスクだけと民間の創意工夫というのが別々に書かれているからそういった誤解が生まれるので、リスクとともに創意工夫を生み出す工夫というふうに書けば、たぶん解決するんじゃないでしょうか。

○渡委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 表現としては、「本質的に民間に委ねられる業務範囲が極めて限られている」ということだと思えます。ハコモノというのは、主に建設を委ねる、それは結果としてイコール、リスク量が少ない、リスク移転が少ないということです。もっと運営も含めて広く民間に委ねることによって、当然、リスクも高まりますし、民間の創意工夫の余地も広がるということですから、ここに記載する表現の仕方としては、Hさんが御指摘したように、「リスク移転が少ないものが主流」というよりは、「民間に委ねられる業務範囲がこれまで限られていた」という方がふさわしいのではないかと考えます。

○渡委員長 H委員も、A委員も、B委員も同じような御意見だと思います。内容としては、事務局の原案と大きな違いはなく、書きぶりの問題だと思いますので、事務局で検討してみてください。

○事務局 スッキリさせるという意味では、削ってしまった方がスッキリすると思いますけれども、言いたいことは、どちらかということ後の部分が大きいので。

○渡委員長　しかし、今の御指摘のように、「民間の創意工夫」という言葉とうまくつなぎ合わせれば、削らなくても良いという感じもします。そこは検討してみましよう。H委員、それでよろしいでしょうか。

○H専門委員　はい。

○渡委員長　I委員、どうぞ。

○I専門委員　3ページ目のところで、これは質問というか、3ページの②のイ、聞き漏らしたかもしれませんが、「資金調達のための環境整備を図る。」、ここを変えられたのはコミュニティボンドとか、その関連でしたか。

○事務局　関経連からコミュニティボンドとか資金調達の話をいただいたので、ここに最初に書いたものだけではなくて、もう少し広く資金調達を見ていくといった趣旨で入れたのですけれども。別にコミュニティボンドをやりますとか、そんなつもりはないのですが、それも含めてもう少し研究するといった趣旨も含めてです。

○I専門委員　何かをできるための制度というか、措置を、先ほどのサービス対価の請求権の譲渡などもそうだと思いますし、ファンドとか、そういうものも含めて、そういうことでの環境整備を図るということですね。わかりました。

　あともう1点は、2ページ、財産権のところですが、先ほど契約上でもコンセッションというのできるだろうということですが、財産権としてできる。かえって議論が複雑になるかもしれませんが、ここはあくまでも目的的に議論して、2ページの下のところにも書いてありますが、資金調達は金融機関サイドの担保化の話とか、それから許認可と営業権というのが一体化になっているという特殊性と、あとは、さらに民間企業の側の会計税務的な償却の問題からして、一定の財産権ということで、そういう機能を満たすものとしてやったらどうかという議論の流れだったと思いますので、これは今後のことで、ここに書いてくれということではないですが、検討されていかれたらいいと思います。

　最後に、これはコメントではないですが、2ページの下のところ、これは私だけかもしれませんが、「少なくとも2倍増以上の」というのは3倍ですか。たぶん「2倍以上の」ということなので、そのままでもいいですが、3倍だと言われると困るかもしれないので。

○渡委員長　「2倍増以上」ということは3倍も4倍も5倍も入るということですよ。

○I専門委員　「2倍増以上」というのは、増が2倍ということになりませんか。それでいいでしたか。違いますよね。

○事務局　「増」の方ですね。

○I専門委員　細かい話で済みません。以上です。

○渡委員長　J委員、どうぞ。

○J専門委員　まず質問させていただきたいのですが、今、I先生がおっしゃったところとまさに同じところですが、今回、2ページの下3行というのは、主に事務局側と申しますか、内閣府の方から、最終的にこういう文言を入れられたと思うのですが、ここで「2倍増」というふうに言われているのは、何か目論見とか根拠があるのでしょうか。2倍で

も3倍でもいいのですけれども、どなたも質問しないと、どうして2倍になったのかというのはちょっとわからないし、記録に残らないと思うのですけれども。

○事務局 これは、積み上げではありませんというのがまず前提ですけれども、国土交通省さんが2倍を目指すということを言っておられて、それを受けた形でもあるのですが、全体として目指す目標として2倍という話であります。

○渡委員長 この点は、これまでの11年間で4.7兆円のPFI事業があり、今後の11年間で、その約2倍の10兆円以上の実績を積み上げることを、国土交通省と内閣府とで合意したと聞いておりますが、いかがでしょう。

○事務局 そのとおりでございます。

○渡委員長 2倍という数字の根拠は、そういうことです。

○J専門委員 そういう意味では、根拠というよりは、政策的な目標設定だということですね。それで、若干コメントさせていただきたいのですが、前にこの部会でも申し上げたんですが、今、PFIがどういう状況かということ、統計的に示すのはなかなか難しいかもしれませんが、民間側からの実感とすると、相当横ばい、あるいは今後の直近のことから言うと、伸び悩み、あるいはシュリンクするんじゃないかという実感を痛切に持っております。このまとめのところでハコモノというふうに盛んに言われていますが、いわゆる施設整備型のものは、たぶんこのまま放っておけば、そんなに増えることはなかなかないのではないかと。そういう意味では、2倍でも3倍でもいいのですが、そういう政策的な目標を設定するというのであれば、もう片方には、それをどうやって達成するかという議論はなされて然るべきじゃないか。この内閣府、あるいは中間のとりまとめで、この段階で全部そういうものを議論を尽くしたり固めるとするのは無理だと思うのですが、そこところは、まさしく今後の議論の方向性として、そういうものを鋭意あるいは随時検討していきましょうという話の流れになるのが本来じゃないかというふうに感じております。

そういう意味で、この中間とりまとめの文章を見ると、てにをは的なことかもしれませんが、まだまだその辺の整理がわかりやすくできていないところが多いんじゃないかというふうに思います。例えば3ページ一番上、その前のページから「国・地方別、省庁別等の内訳については、今後検討を進める。」ということで、省庁別の内訳が本当に2倍のスケールでできるのかということ自身がちょっと疑問ですが。仮に割り振ったとしても、そのままで十分達成できるのかなという疑問があります。そうしますと、それ以降の課題とか対応の方向性というのは、ありていに言うと、2倍の政策的な目標を達成するためのいろいろな方策はこうですよというふうを書くべきだろうと思うんです。ところが、3ページ目の2行目は、「その他の課題についても」云々ということで非常に淡々とした書き方になっていまして、その辺の目標に対する手段とか方向性とか、そういう整理があまり明確ではないのではないかと思います。てにをはの問題かもしれません。

それから、同じようにして1ページ目を見ていただきたいのですが、今回の文章の表題というのは「中間的とりまとめ」ですね。では、「中間的」というのは何の中間的なのか

よくわからなくて、文章を見ていきますと、1 ページ目の冒頭、第2 パラグラフの最後の方、要は「P F I 制度の諸課題及び今後の方向性について、中間的なとりまとめを行った。」ということで、これも中間的とりまとめを行う趣旨とか意図というのは、この文章だけ読むと、何か淡々と P F I 制度について検討して、とりまとめを行いましたというふうにしかなかなか読めないんじゃないか。ただし、この「中間的とりまとめ」の全体の眼目が、先ほど言った P F I の推進であつたり、これまで以上の拡大であるのであれば、そもそもこの文章の目的はこうですよということを明確にうたうのが趣旨じゃないかというふうに思いまして、文章のつくり方というか、構成の問題ですけれども。

○渡委員長 事務局から、何か意見はありますか。

○事務局 事務局の文章力のなさを指摘していただいたということだと思いますけれども、まず今回ここに書いてあることと目標との関係で言いますと、目標を設定して、今回ここに書いてあるいろいろな制度改正とか見直しをやっていくといったことで、まず目標を達成していくという手段をここに述べてある。それを、これで終わりというわけではなくて、もちろん、そもそも今の P F I 法もそうですけれども、3年に1回見直すことになっていますが、3年じゃなくても、一回制度改正をやってみて状況を見て、それで足りなければ、また次のことをやっていくということで目標達成を目指すという理解でおります。

○渡委員長 J 委員としては、納得できない点もあるかと思いますが、そういうことでございます。私なりに考えますと、内閣府というのは予算管理者ではなく、執行権限もございません。また、事業主体にもなれないわけです。ですから、実際には、靴の裏から搔くような対応しかできません。しかし、P F I にはいろいろ問題が存在する。そこを皆さんのお知恵を借りて、できるだけ問題点を明らかにすることで、各省庁で解決の突破口を開いてもらうことになると思います。ですから、どうしても表現ぶりが、かなりもどかしいところがあります。私も事務局とは、何度も、もっと明確に表現したらどうかと議論したのですが、なかなか難しい面もございます。我々はそういう現実を踏まえた上で、各省庁において P F I が推進できるよう、風穴をあける努力を続けていかななくてはならないと思います。

○B 委員 ちょっと細かいのですが、3 ページ目のところで3ヶ所質問させてください。3 ページ目の「①規制緩和等」の中のニですが、そこで「P F I を活用する範囲が限定されることがないようにするため」というので始まっているわりには、その次の文章は「船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅について、P F I 施設の対象の見直しを行う。」と書いてあって、3つに限定されているというのは、ついでに文章のことになりますと、本当はもっと広くとらまえていいんじゃないかと思うので、わざわざ「限定されることがないようにするため」と言いながら、3つに限定して見直しを行う必要はないんじゃないかと思うのですが。

○渡委員長 これは、確かに文章力の問題かもしれません。「例えば船舶」とか、そういう表現に変更した方が好ましいと思われれます。

○B委員 それはよろしいですか。

○渡委員長 検討することにいたしましょう。

○B委員 その次ですけれども、③のイのところ、「このため、PFI法の規定を地方分権改革推進委員会第3次勧告に沿って見直すこととする。」と書いてあるのですが、具体的には何をどう見直すのでしょうか。

○渡委員長 この点については、事務局いかがですか。

○B委員 多くの方は、第3次勧告というのがすぐにパッと思い浮かぶわけではないので。

○事務局 3次勧告の問題は非常に複雑で書き切れないのでこういう記述になっていますが、大きくまとめますと、要するに公共団体に向かって、例えばPFI事業を行うときに、公共団体の場合であっても実施方針を定めなさいというような規定がありますね。それは、公共団体にしてみると、一応義務づけという形に今の仕分けの中ではなってしまうので、そういった法律上の書きぶりとして、こういうことをするものとするを書いてある部分に関して一定の見直しをなさいと。それで、見直しの仕方は別表になっていまして非常に複雑なので、それは全部書くと煩雑になりますので、今、記載としては「3次勧告に沿って」という言い方になっているということでございます。

○B委員 そのときに、今の渡委員長の話じゃないですけど、「例えば何々の簡素化等」とか、それも書くのは、そんなにたくさんあって、どれかをピックアップして人にわかるように書くのは難しいものではないでしょうか。

○事務局 テクニカルな話だと思いますので、こういうものがあつた、こういう方向で幾つかの選択肢があつて、その選択肢の中のどれかを使って義務づけ、枠づけを取りなさいというような勧告になっておりますので、具体的な作業はこれからの部分ですので、あまり踏み込んで、必ずこれがこういう形になるんですという形で今ここではお示しできないということです。申しわけございませんが。

○B委員 わかりました。もう1つ最後ですけれども、ロですが、「地域の既存施設を有効活用するため、民間提案を活用して、簡略な手続の下で、小規模で多様な公共サービスを行う手法の導入を図る。」と書いてありますが、これはあくまで、別に地域の既存施設を有効活用することが目的ではなくて、財政困難の中で、やはり小規模で多様な公共サービスを実現するためにPFIを使っていくわけですから、何もここで最初に「既存施設の有効活用」というふうに限定して考えなくて、これからいろいろなバリエーションがあると思いますので、地域のローカルPFIということでもっと幅広に書いていただいた方がいいんじゃないかと思うんです。その中で1つの、例えば既存の施設を有効活用していくこともその中には含まれるでしょうけれども、何もそれだけに限ったものではないと思いますので、もっと広く書いていただければと思います。

○事務局 それは、文章としては、最初の「するため」の文を、例えば「地域活性化のため」とか、そんなふうにするればいいということですか。

○渡委員長 既存施設だけが対象ではない、というご指摘ですよね。

○B委員 別に地域の既存施設を有効活用することだけが地域活性化のためのPFIではないので。

○事務局 前回の委員会で既存施設の話をお先生は非常に強調しておられたので、それを踏まえたつもりでこういうふうには書いてあるのですが、もっと広く読めということでしたら、単に「地域の活性化のため、民間提案を活用して」というふうには書き直しますけれども、それでよろしいですか。

○渡委員長 ここで大事なことは、簡素な手続ということでしょうか。

○B委員 ええ。問題意識の中にちゃんと書き込まれてはいるのですが、問題意識の最後の2行に「国家規模の大規模プロジェクトと地域に密着した案件とが同列に取り扱われることのないように、事業規模についても留意が必要となる。」と書いてありますので、地域に密着した案件については簡素化した手続で、もっと自由に民間の意見を入れて、地方自治の下でいろいろな話し合いも行えるようなものを導入すべきだという話の中で、それこそ例えば地域の既存施設を有効活用するというのは大きな可能性がありますねということで私は話をしているので、そういう文脈で書き直してほしいということです。

○渡委員長 それは特段問題ないと思われまます。既存施設の有効活用だけに限定しているわけではないと、先生がご指摘されているわけですから。

○事務局 御趣旨もよくわかりますし、修正することは一向に構いませんが、先ほどから私が聞いていますのは、それで広く「地域活性化のため」とか、そういうふうには直すのでよろしいですかと質問しているのですけれども。

○B委員 ただ1つ、これで「公共サービスを行う手法の導入を図る。」と書いてありますよね。小規模で多様な公共サービスだけがローカルPFIかと言われたら、やはり民間資金も導入して、いろいろな地域のものをつくっていく、また、インフラを整備していくというふうなこともあると思いますので、公共サービスだけかと言われると、その文章変更だけでいいかと言われると、私は狭いと思います。

○事務局 まず、前段部分については先ほどのでよろしいですか。最初の「地域の既存施設」云々というところを「地域活性化のため」というふうには直すのは、それでよろしいですか。それで、後段の部分について別途議論したいのですけれども。

○渡委員長 趣旨は大体わかりましたので、文言については少し検討してみましよう。この場で全てを決定する時間ありませんから、今おっしゃった点を包含できるような内容に文章を整理したらいかがでしょうか。

○事務局 なるべく今日まとめていただきたいと思ったものですから。

○渡委員長 まとめられれば良いのですが、今ここで妙案が出てこないのであれば、持ち帰って検討すべきかと思ひます。

○事務局 それはよくわかりました。

○渡委員長 それから、公共サービスを行う手法の導入において、簡素な手続というのが大事だというご指摘もありました。

○B委員 公共サービスというとまたすごく限定されてしまいますので、それこそインフラの小規模維持管理もあるかもしれないし、市町村有林の森林整備もあるかもしれないし。

○事務局 我々は公共サービスの中にはそういったことを含めて公共サービスと言っていて、これに対するものというのは民間のサービスですので、先生がおっしゃっているのは全てこの中に含まれているということですから。そもそも公共サービスの調達をどんなふうにするかというのがPFIの話でありますし、そういったことです。

○渡委員長 公共サービスの中には、そういったものも含まれているということですね。

○B委員 そういう広義の意味の公共サービスであれば、私はこれで結構です。

○渡委員長 それでは、最初の既存施設だけに限定するのではないというところは、修正していただきますよう。

ほかに御意見ございますでしょうか。G委員、どうぞ。

○G専門委員 2ページが一番下のところの数値目標ということで、これは非常に明確なことですごくいいことだと思います。ただ、11年というスパンで考えるということなので、会社で事業計画をつくる時は、普通は5年ぐらいで、それだけじゃ足りなくて、やはり今年度の事業計画とか、次年度、3ヶ年とか、そういう直近の目標もつくってやらないと、なかなか全体の11年間の目標は達成できないということだと思います。この「中間的とりまとめ」では、まずは11年と試みて、「最終とりまとめ」の方でもう少し具体的なロードマップというものをつくっていかないと実現は難しいと。先ほどJ委員の方から、足元が何か少なくなっているような傾向も見られるということですので、そういう意味では、まさにこの1～2年が非常に重要なポイントじゃないかと思っておりますので、その辺の直近のプランも考えていただくような方向性を出していただければと思います。

○渡委員長 事務局、いかがですか。

○事務局 後段の部分の国・地方別とか、省庁別の話も含めてちょっと検討させていただきたいのですが、すぐに今この段階でどんなふうにするかというのが思いつかないものですから。

○渡委員長 11年間で今の2倍以上にしていくというのは、国交省などと内閣府が協議してつくられた数字ですよ。したがって、来年とか再来年の数字を勝手に内閣府がつけることはできないということを、事務局として明確に言うべきだと思います。できることに期待を持たせてはいけないと思います。

○国土交通省 国交省の方の成長戦略会議の数字自体は10年間で見ています。それで、2兆円という数字を、昨日、成長戦略のとりまとめをやっていますので、そのペーパーの中に書いています。ただ、基本的な議論としては、先ほどJ先生がおっしゃっていましたけれども、まずは着実に政策を積み上げる。国土交通省での議論としては、大臣からの大きな方向性として、できる限り財政資金に依存しない形でインフラの維持・整備をやっていくメカニズムをつくるというのが大方針でしたので、その大方針を実現するための制度的な障壁というのをどれだけ取り払えるかというのが第一義的な命題である。その中にど

のような形で数字が載ってくるかというのは、正直言って、これはPFIだけで一義的に決められるものではない。国と地方の今後の投資計画がどうなるのかという数字もまだまだこれから練り直しがある中で、正直言って、積み上げの議論で政策と同様に数字を積み上げていくというのはかなり厳しいというのが前提の理念としてはありました。ただ、とはいっても、マニフェスト等で数値目標の議論もありますし、大臣の方向性としても、やはり目標は何かあった方がいいだろうという中で、戦略会議自体にできるだけ政策を数値目標に落とすようにという指示が出ていたということもありましたので、なかなか積み上げでは難しいので、個別の政策は個別の政策で着実に積み上げるという前提で、数字のところはある程度政策的・政治的に議論していただいた上で、それを踏まえて決めていったというのが大前提になりますので、そういう意味で言うと、あまり過剰に高いものではないという中で、とはいっても緻密に積み上げ切れないという非常に苦しい中で正直決めた部分があります。

ただ、少なくとも、このぐらいの水準感であれば、国交省の事務方の皆さんも含めて、制度整備をその方向に向かって頑張ると思える努力目標にはなるよねという、そういうコンセンサスの中で議論をしているというのが国交省の中での議論で、そういう意味で言うと、最終的には組織としてどういうふうに取り組んでいくかという話だと思いますので、現場の皆さんがそこに向かって頑張ろうというふうに思っただけの水準であるという前提で努力していこうというのがこちらでの議論の最終的な決着のさせ方というふうになっています。

○K専門委員 今のところに関連してですが、やはり11年間で倍と言われても何かピンとこないんです。前回も申し上げましたけれども、やはりこれは本当に世の中が動き出すんだなど。民間としても、自分たちの体制も含めて、準備に入らないとちょっと出遅れてしまうんじゃないかという雰囲気が出るような、もう少し具体的な、例えば国土交通省において、この分野においてはこの3年間にこういうことを考えていますとか、何か例示列举でも構わないので、そういうものを少しでも載せることができると、私、自分の仕事を考えても、自分の会社に戻って、これは本当に動きますよということが言えるだろうと思うのですが、正直、これで社内の体制整備に向けて何かソフトを引っ張ろうとしても、誰もついてこないんじゃないかというのが心配である。

それに関連して申し上げますと、「地方公共団体への支援」のところの、PFI推進室の機能強化で、これから地方の要望を吸い上げて、どんどんいろいろな支援をしていきますよというような、もう少し踏み込んだ積極的な表現を入れていただけると、やはり地方への支援も進むんだなど。地方における準備というのも考えていった方がいいんじゃないかという雰囲気がつくれるかなと思うので、民間側がそういう発想で動き出すかもしれないということも頭に置きながら、積極的な表現をもう少し考えていただければという気がいたします。今のは全体的な話として。

それから、私どもの専門のリスクのところでも申し上げるならば、さっきもちょっと議論

になっていましたけれども、民間の創意工夫を引き出していくという意味では、リスクを民間に移転していくということを積極的に進めていくということがここでの趣旨だろうと思うのですが、私もこの連休を利用して、幾つか地方でPFIをトライしているところに行ってみたのですが、相手が私ども保険会社だからということもあったのかもしれませんが、やはり彼らがすごく訴えてきたのは、リスクの分析とか、リスクのヘッジの手法について、C先生のペーパーにもちょっとそんなところが出ていますけれども、こういうところについてすごくニーズが強いんだなということを感じたものですから、例えば1ページの冒頭のところのいろいろな文章の中でその趣旨が含まれているのかもしれませんが、「1. PFI制度の現況」のところ、「民間の創意工夫、ノウハウを十分に活用」というようなことを書いていただければ、「民間の創意工夫、それからリスク分析やリスクヘッジの方法を含めたノウハウを十分に活用し」とか、そんなことも書いてもらえると、地方の皆さん方も、そういう面でも全体の体制として動き出すのかなと。我々も安心してリスクを外に出していくことができるのかなという気分が出てくるかと思しますので、リスクの分析、ヘッジということもどこかに入れておいてもらえたら、よりいいのかなという気がいたします。よろしくお願いします。

○事務局 リスク分析の話は、先ほどもちょっと言いましたように、前回の考え方をまとめたときに入っておりますので、それを前提にして考えていただきたいと思っているんです。前回ほかにもいろいろ指摘いただいている中で、そこだけを取り出すのも不自然だと思っております。それから、具体的なプロジェクトを入れられれば、それにこしたことはないのですが、今のところ、たぶん具体的なプロジェクトというのは出てきていないと思いますので、これからどんなプロジェクトに仕組んでいくかという話だと思っておりますので、それは入らないというのが答えだと思います。

それから、地方支援については、何が足りないのかというのは、あまりよく理解できなかったのですが、「積極的に支援する」と「積極的」という言葉を入れて済むのだったらそれだけなんですけれども、それではたぶん御趣旨に全然沿わないと思いますし、そういったことは、具体的にここに書いてあるものに基づいて、我々が今後何をやっていくのかという話だと思っているのですけれども。

○C委員 私のコメントでも、前の報告書の中のことを改めて書いた経緯もあるのですが、事務局では、そういう位置づけだというふうにおっしゃっておられますので、そういう位置づけであり得るのかなと思います。ですから、公表のときに、2年前の11月に出したものとちゃんとカップリングできるような形で皆さんが読んでいただけるような形で出していただければ、そこはずいぶん改善されると思います。

○A委員 私は、Kさんがおっしゃったこともそのとおりだと思うんです。何のために、誰に対してこのメッセージを発するかということで、それは民間、市場に対して発することが1つですね。それからもう1つは、やはり国民に対してということがあると思うのです。以前、この委員会でも、津村さんから、PFIというのはなかなか国民にわか

ってもらえないんですよ、というお話がありました。私自身も自治体の経験から、市民にとってPFIはわかりにくいものだということを申し上げたと思います。今回、とりまとめを改めて読んでみて、非常に専門家寄りだと感じました。さきほどのリスク移転云々の話にしてもそうなんですが、専門家が読めば、何を言っているか何となくわかるのですが、一般国民にはほとんどわからない。その中で唐突に2倍という目標が出てきますと、一体なぜPFIを2倍にするのか、という疑問を抱くでしょう。そのロジックが極めてわかりにくいと思うんです。なぜPFIというものが国民にとってメリットがあるのか。なぜやる必要があるのか。国民にとってこんな効果がある、だから2倍なんですよ、ということ、少なくとももう少し説得力を持って説明しないと、数字だけがひとり歩きして、やる側も誰も責任をとらない一方で、国民の方も別にそれを気にしないという状況に陥るのではないかという気がします。

特に1ページ目で「PFI制度の現況」として、現状の分析をさせていただいているのですが、ここでも、ここで書いてあることは、単に337件やりました、事業規模としては4.7兆円ありました、事業規模としては着実に定着しています、という事実には他なりません。では、それは国民生活にとって、国民の納税負担ということに関してどういう意味があるのかと、ということが実はすっぱり抜けていると思うんです。PFIの生み出した効果というのは一体何だったのかと点についてもう少し国民の立場に近づけて議論をした上で、「だから、さらに増やすんです、2倍という目標を持ってやります」ということが書かれていないと思いません。具体的なプロジェクトを挙げるのは難しいというのは重々理解できるのですが、ただ、ここに2倍ということがあまりにも唐突な形で出てきているために、説得力を欠いているのではないかという気がいたします。

○渡委員長 確かにおっしゃるとおりですね。今のは、貴重なご意見だと思います。

○国家戦略室 国家戦略の立場から申しますが、確かに今おっしゃったとおりでございます。これはたぶん成長戦略として取り込んでいく形になると思うのですが、非常にわかりにくいと思います。それで、どうするかということですが、たぶん何か付属の資料を付けるとか、今後増やす分野はこういうところですか、何かメッセージ的に示す工夫が、要するに別添資料みたいなものが何か要るんじゃないですかという話ですね。というのは、見せ方といいますか、伝え方の話として、工夫の余地があるかなというのがあります。

細かい話をちょっと挟みますが、先ほどI先生からでしたか、「2倍増以上」という表現は、私、実は3倍と書いていたんです。ここに来るまで、事前に話を聞いていたけれども。「2倍増」というのは3倍だろうと書いていたぐらいなので、4.7掛ける2なのか、3なのかというのはもう少し明確にした方が、これはややテクニカルですが、いいかと思います。

それから、私が気になっていますのは、国家戦略的に大きな話として言いますと、やはり将来的に更新投資のようなものがたくさん出てきますというようなI先生からの御指摘

があったのですが、ああいうファクトについて、そういう認識の下に、2倍なら2倍で足りるかどうかわかりませんが、そういうまとめ方をしたんだという意味からいきますと、ああいう試算されたような、前回プレゼンされたような内容についてもこういう中に入れて、そういう認識の上に立ってこういう検討をされたんだという方が、委員会の結論としてはいいと思いますし、それから、国家の戦略として、そういう認識があって、提言を委員会から受けて国家戦略がそれを成長戦略に反映していくという一連の流れができると思うんです。だから、要は2倍が唐突感があるのは、なぜ2倍かというところがよくわからないので、資料というか、根拠というか、認識を入れたらどうですかという話ということです。

○渡委員長 ありがとうございます。E委員、どうぞ。

○E専門委員 3ページの「①規制緩和等」のハの部分、今回修正をされた部分ですけれども、「公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向け、対象施設や規模について検討を進める。」と。これについては、英国でもユニバーサル・テストングなどをやっていたけれども、数年で終わったというような御説明がありましたが、ユニバーサル・テストングをやったのはPFIを導入する初期の段階にやるようなことで、日本ではもう10年ぐらいやっているわけですから、この段階でこれを一律に課するというのは、やや効果として疑問かなと。あと、各自治体が各事業において、フィージビリティ・スタディするのであれば、それはそれで費用もかかりますので、ちょっとむだかなと思うところはあります。文章だけ見ると、制度の導入をやるよというふうに読めてしまうのですけれども、そういう心配があるものですから、「制度の導入の可能性について検討を行う」程度にとどめておいた方がいいのではないかと私個人的には思うのですけれども、趣旨として、この制度を絶対やるんだというのであれば原文のままでも構わないと思っております。

あと、蛇足になりますけれども、福岡市の方でもPFIのガイドラインをつくってございまして、できるだけいろいろな事業を拾い上げしようということで検討を行っておりますが、PFIを前提に検討しましょうではなくて、最適な整備手法を前提に検討しましょうという書き方にしております。一応参考までに。

○事務局 この部分はL先生、それからO先生から御意見をいただいたものを反映してこういうふうに入れているのですけれども。

○L委員 提案者として申し上げますと、「対象施設や規模につき」ということがありまして、全ての種類の施設、全ての規模について検討しろと言っているわけではなくて、本来、自然に考えればPFIが想定されて然るべきであろうような事業についても、全く検討されなくて公共事業になってしまうということを避けるべきである。避けるというのは、国民、あるいは県民・市民のためですね。その検討した結果、PFIがなじまないということであれば、それはその他の手法でやればいいということですので、PFIが全てであるというような表現というか、そういう趣旨が書いてあるものは全くありません。「制度

の導入の可能性」というような形で弱めることは、それはやはりちょっとおかしいと思います。そういうような検討をしようということであれば、正面から取り上げて書くべきものであって、ここは姿勢の問題でありますので、現状、PFIがなじむものであっても、そうでないという結論を出せばそれっきりになってしまうというところの問題を解消するためには、やはりある程度踏み込んで表現をしていかないといけないと考えております。

○渡委員長 今のL委員の御意見について、事務局いかがですか。

○事務局 我々といたしましては、先ほどE委員からお話があったように、絶対これやるんだというのを前提にこういうふうに書いているわけではなくて、検討を進めると言ったのはそういった意味も含めてではあるのですが、なるべくやれる部分はやる方向で考えたいという趣旨であります。

○B委員 でも、文章を素直に読みますと、そういうふうに読めません。「公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向け」と書いてありますので、まず公共施設の整備を行うときには必ずこういうことをやりましょうというふうに読めてしまいますので。今、L委員が言われたことは、全ての公共施設ではなくて、PFIを導入するのが妥当だろうと思われる公共施設についてはということで今御発言があったのですけれども、この文章だけ読むと、公共施設を整備するときにはPFIを考えましょうみたいに読めてしまいますので、これは国の規制強化ですから、もともとのL委員の発言の趣旨に沿った文章に書き直すべきだと思います。

○渡委員長 事務局、いかがですか。

○事務局 この文章によって、原則PFIを導入するときには、それをまず考えたときに、いろいろなものがあって、それに向くもの向かないものがあるでしょうから、そこで対象施設等について検討するといったことで、L先生がおっしゃったことを踏まえたつもりではあるのですけれども、そうは読めませんか。

○渡委員長 そう読めないということであれば、表現ぶりを考えなくてはいけないと思います。

○C委員 一応、L先生の趣旨は入れようとされていますので、ちょっと誤解もあるようですから、文章だけ直していただくということで。必ずしも、ユニバーサル・テストングを押しつけているという話はもともとの御趣旨ではなかったということですから、どれだけの規模だとか、逆に言えば、小さいものは普通はやらないよということも含めて、ここでは入ってくるという形に本来はなるんじゃないかと思います。

○B委員 今、小さいのはやらないという趣旨ではなくて、小さいのは簡易型PFIでローカルでやるということもありますので、必ずしも今言われたようなことではないと思います。

○渡委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。M委員、どうぞ。

○M専門委員 私が勘違いしているところもあるかもしれないのですが、3ページの②のロの一番最後の追加されている文章のところ、「さらに、コンセッション方式以外のP

PF I制度の」というふうを書いてありまして、たしか先ほどの御説明の中で、指定管理者制度や市場化テストといったようなことを念頭にというような御説明だったように記憶をしているのですけれども、まさに今のような議論もそうですが、どうもこの推進委員会の中であっても、PF Iというのがどこまでの範疇を指しているのかというところが必ずしも皆さんの頭の中のイメージが相違がもしかしたらあるのかなという感じが少しいたしたところですね。というのは、私自身も、先ほど来、検討の課題となっている数値目標は、こういったものを提示をするというのはこれまでのPF I推進室の中でなかったことだと思いますので、非常に大きな推進のための前進だとは思っているのですけれども、今後の公共団体、もしくは国の財政状況というものを考えたときに、当然どんどん新設していくわけではない。そういう意味では、維持管理、更新にPF Iを使う。そして、そのときにコンセッションのような手法もあるということでもいろいろ書いてあるのですけれども、やはりそうはいつでも、PF Iというと非常に狭い意味でPF Iを捉える人もたぶんかなりいらっしゃると思います。これをもっとコンセッションみたいなものに広げていくと非常に広い意味になって、広義のPF Iと考えると、私は2倍もしくは3倍、4倍というのは決して現実感のない数字だとは思わないのですけれども、いわゆる維持管理・更新といったときにも、PF Iがやりやすい切り出し方がなかなかできない更新PF Iも多いと思いますので、そうした中でこれを書いていくと、本当にどういう分野を対象にPF Iを2倍にしようとしているのかがわかりにくいなという印象にどうしてもつながってきってしまうところがあるんですね。

この部分が具体的に何を指しているかというのはこれからの議論でいいとは思いますが、すけれども、ちょっと質問に戻しまして、②で「さらに、コンセッション方式以外のPF I制度の積極的な活用を図る。」とおっしゃっているということは、ここで「コンセッション方式以外のPF I」というのは、具体的に今、我々が通常PF Iと言っているPF Iということで、あと、コンセッションというのはまたそれとは別という理解でいたのですが、それでいいのでしょうか。

また、そういう目で見ますと、例えば③に「地域の既存施設を有効活用する」という表現があつて、これも先ほど議論があつたところなのですが、一体我々が推進しようとしている対象のPF Iというのはどこまでを想定しているものなのか。非常に広義で捉えていいと個人的には思っておりますけれども、当然、委員会の設置がPF I法に基づいてというところもありますので、そのあたりは、少なくともこのとりまとめの中でどういう整理なのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○事務局 まず、前提としてのPF IというのはPF I法のPF Iです。それで、この部分ですが、私が説明したのは、まずPF Iというのがあつて、その中にコンセッション方式があると思うのですが、それ以外に、例えば従来からやっていたようなやり方もあると思いますし、そういったことも含めて、別にコンセッションだけじゃないということでこう書いているのです。指定管理者とか、そういったPF Iから出ている部分について

ここでは言っていないはずですがけれども。ちょっと確認のために、これを入れましたのは、C先生からの御提言を踏まえて言っておりますので、私の趣旨が間違っているかもしれませんが、C先生に確認していただければと思います。

○C委員 ここでは単純に、普通はコンセンションといえは有料事業のイメージになってしまいますよね。ただし、それこそイギリスのDBFOという形の利用者から料金を取らないという代表的な事業があります。ですから、ここでは有料事業だけというようなイメージじゃない方がいいだろうということで、あえてこの文章は入れていただいた方がいいんじゃないかという形で、ちょっと表現は違いましたけれども、お願いした次第であります。

○渡委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。だいぶ時間も少なくなってきましたので、今までの議論を踏まえて、修正文がもし準備できているのであれば配っていただき、この場で皆さんに確認していただきますでしょうか。

○事務局 今の議論を踏まえて、今直せるものは直してみましたので、ちょっとお目通しを願いたいと思います。

(追加資料配付)

○渡委員長 事務局より、説明していただけますでしょうか。

○事務局 赤いところがたった今変えたところでございます。まず、2ページの2の上から4行目の部分は、先ほどの「リスク移転が少ないものが主流」云々というところを抜いてみました。

それから、「2倍増以上」というところは「増」を取ったところでございます。

それから、3ページにまいりまして、規制緩和のところでございます。イ、ロ、ハ、ニのニのところ「公的賃貸住宅等」、これは人工衛星と、これだけでは少ないじゃないかということで、ほかのものをあるという意味で「等」入れてみました。

それから、特区制度の活用に関しては、先ほど御指摘がありました、下の方にあるのはおかしいということで、規制緩和の中でやはり全体として論ずるべきということで、「この場合において」という文言をこちらの方に移してございます。

それから、③の地域活性化の口でございますけれども、仮置きではございますが、「地域活性化を図るため、地域の既存施設の有効活用を図るなどして」ということで、既存施設の有効活用そのものが目的だというような記述ではなくて、しかも例示にして、活性化のためにこんなものを活用しながらやっていくよという形で文章を整えてみました。

以上でございます。

○渡委員長 本日議論をされたものについて、全て修正されているとは限りませんが、この修正内容であれば御異論ないものという範囲でまとめたということでございます。国家戦略室やA委員からも話がありましたが、PFIの効果は一体何だったのか、11年で2倍とする根拠は何なのか、2倍とするためには戦略的に考えていく必要があるのではないか、という点で御議論がありました。また、別添資料というような形で公表の仕方を工夫した

らどうかという御意見もございました。今後、PFI推進委員会として、世の中に説得力のあるものを公表していくためには、ある程度、主義主張というものをした方が良いと思われませんが、いかがでございましょうか。

ほぼ意見も出尽くしたと思われしますので、これをもとにまとめさせていただき、今述べた点については、事務局と打ち合わせの上で、修正していきたいと思っております。修正については、できましたら必ず委員の皆様には報告いたしますが、委員長である私に一任いただければ、事がスムーズに進むと思うのですが、いかがでございましょうか。ここはもう少し徹底的に議論していくということであるならば、会議をさらにあと数回開かなくてははいけません。しかし、大体議論は出尽くしており、大きな方向性としては委員の間で差異はないと思われまして、捉え方の角度や、世の中への発表の仕方について課題が残っていると私も思いますので、委員の皆様方の御意見を踏まえて、とりまとめの中身を再検討いたします。その結果については、皆様方に御報告申し上げます。そこで、「中間的とりまとめ」の案を「中間とりまとめ」としていきたいと思いますが、そのような進め方でいかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、本日いただきました御意見等も踏まえまして、修正した上でとりまとめをさせていただきます。修正した資料につきましては、後ほど事務局から、当委員会の「中間とりまとめ」として委員、専門委員の皆様方に必ず送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

ちょうど予定の時間となりましたので、今日の議事は以上で閉会とさせていただきます。

本日、津村政務官、長安政務官は御欠席でしたが、事務局には、本日の議論の内容を御報告いただき、御理解賜りますようによろしくお伝え願います。

なかなかうまく議事進行ができず、十分に御発言できなかった方、あるいは採用されなかった方がいらっしゃるのではないかと思いますけれども、お許しいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。